

鳥獣保護区における釣りごみの削減に向けた対策の強化を求める意見書

名古屋港に流入する庄内川、新川、日光川の河口部に位置する藤前干潟は、国内有数の渡り鳥の中継地であり、国際的または全国的な見地から鳥獣の保護のために重要な区域として、平成14年に環境省により鳥獣保護区に指定されている。また、同年にはラムサール条約に登録され、国際的に重要な湿地として認知されているところである。

藤前干潟のような渡り鳥が飛来する干潟では潮の満ち引きにより多様な環境がつくられ、魚類をはじめとした多くの生物が生息していることもあり、釣り人も多く訪れる。こうした中、大きな問題となっているのが、一部の釣り人が残していく釣り糸や釣り針などの釣りごみである。自然分解されずその場に残された釣り糸や釣り針などを誤飲することや、釣り糸が羽や脚に絡まることで命を落とす渡り鳥等も少なくない。

現在、鳥獣保護管理法においては、鳥獣保護区における釣り行為については、ごく一部の特別保護指定区域を除き特に規制の対象となっていない。しかしながら、鳥獣の保護を図るために指定される鳥獣保護区において、渡り鳥が安心して休息できる自然環境を保全するためには、釣り糸や釣り針などの釣りごみ対策は喫緊の課題となっている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、鳥獣の保護のために重要な鳥獣保護区においては、釣り糸や釣り針などの釣りごみの削減や、釣り行為の規制等をできるようにするなど、必要に応じてより柔軟な対策を保護区ごとに図るための検討を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月6日

名古屋市会

衆議院議長	}	宛（各 通）
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
農林水産大臣		
環境大臣		